

令和 6 年度の主な取組状況について

昨年度の評価推進会議での御議論を踏まえ、令和 6 年 4 月に「令和 5 年度の業務履行に対する評価及び意見について」**別紙 1**をとりまとめ、本市のホームページで公開しています。これらの御意見等に関する今年度の取組状況を、以下のとおり報告します。

1 委託化の推進及びごみ収集業務品質の向上

(1) 委託化の推進

平成 26 年 9 月に策定した「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に基づき、ごみ収集運搬業務の委託化率は、令和 6 年度当初に 70%に到達した。

引き続き、委託化による財政の効率化や業務品質の確保の観点も踏まえつつ、令和 9 年度に 75%まで委託化を進めていく。

(2) ごみ収集業務品質の向上

安全かつ効率的な収集業務を進めるため、7 月に委託事業者との意見交換会を開催し、業務上の改善点等について協議を行った。今後、まち美化事務所の実務担当者レベルでも協議を行い、改善につなげていく。

また、京都市生活環境事業協同組合（委託事業者 10 社で構成）において、昨年 2 月に策定した「スキル教育システム」の実施初年度として、共通目標の設定や従業員教育（講習会等）、また、従業員の意識向上を図る観点から安全標語の募集や選定にも取り組むなど、全社一丸となった取組を進めている。

2 まち美化事務所等における資源循環等の取組の拡充

(1) 南部まち美化事務所での土・日曜日の資源物回収（令和 6 年 4 月から）

資源物排出に係る市民の利便性向上を図るため、市内南部地域での土・日曜日の資源物回収拠点として、南部まち美化事務所にて土・日曜日も資源物回収を実施。

別紙 2 南部まち美化事務所土日資源物回収チラシ

(2) エコまちステーションにおける資源物回収の拡充（令和 6 年 4 月から）

共働き家庭の増加など、多様なライフスタイルが進む中、新たな資源物回収拠点の拡充として、これまでエコまちステーションで月 2 回実施していた「古紙類」「古着類」「小型金属類・スプレー缶」の回収を毎週実施に拡大した。

別紙 3（報道発表資料）ごみ減量・資源循環の促進に向けた資源物回収の拡充について

(3) まち美化事務所とエコまちステーションが主体となった啓発活動

まち美化事務所とエコまちステーションが主体となり、児童館への環境学習会の実施、子供服・おもちゃや陶磁器製の食器等のリユース会を開催している。

今後も地域に向けたイベントの実施を積極的に進めていき、収集業務と啓発業務の両輪での活動を展開していく。



(4) 移動式拠点回収の拡充

令和2年10月から資源循環を一層促進することを目的として、本市職員が地域の身近な場所に出向き、資源物を回収する取組である移動式拠点回収を拡充しており、令和5年度は1,661回を実施。令和6年度も同程度の実施(約1,650回)を見込んでいる。

<移動式拠点回収実施回数>

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
221回	308回	951回	1,481回	1,661回

(5) 資源物店頭回収促進支援事業の推進

市民が日常行動の中で気軽に資源物を出すことができる環境整備を目的に、店頭での資源物回収を新たに実施する小売業者に対して、「資源物回収容器の購入」や「回収に係る表示物の作成」等に必要な経費の一部を助成する制度を令和6年度に新設した。

今後、資源循環を一層促進するため、一定の定着が見られるスーパーマーケット等に加えて、より多くの業種における多様な資源物の回収を支援し、市民の利便性の向上を図る。

別紙4 (報道発表資料) 令和6年度「資源物店頭回収促進支援事業」の募集

3 分別ルールの徹底等

(1) プラスチック製品の分別回収について

令和5年4月からプラスチック製品の分別回収を開始しており、更なる分別を促進するため、ホームページ「ごみネット」やアプリ「さんあ〜る」に加え、啓発動画の公開(YouTube及びごみネット)、ごみ分別に関する啓発冊子「新 正しい資源物とごみの分け方・出し方」を各エコまちステーション及び各まち美化事務所に配架をする等、様々な形での啓発を実施している。

(2) 適正な分別ルールの徹底について

分別ルールの周知徹底及び危険物の混入対策として、令和5年3月に発行したリチ

ウムイオン電池製品や刃物類、在宅医療器具といった危険物の混入に係る注意喚起のための啓発チラシを各エコまちステーション及び各まち美化事務所等で配架することに加え、啓発動画の公開（YouTube 及びごごみネット）等、引き続き分別ルールの徹底を図っている。

また、ホームページでの周知に当たっても、視覚的なインパクトに訴えるため、リチウムイオン電池、刃物や注射器のように危険性のある異物について、実際に混入されていたものや施設の火災時の写真を用いるなど、市民の皆様の目を引く工夫を行い、周知啓発を行っている。

なお、近年、パッカー車やクリーンセンター火災の主な要因となっているリチウムイオン電池等の充電式電池の排出利便性の向上に向け、山科消防署に引き続き、令和6年6月に右京消防署に新たな回収拠点を設置した。引き続き拠点の拡大に向けて調整を進めていく。



4 大型ごみインターネット受付、持込ごみ事前予約システム等の導入後の状況（令和5年10月から開始）

（1）大型ごみ収集におけるインターネット受付の利用状況

インターネット受付の利用は、申込全体の20%を超え、多くの方々にご利用いただいている。システムトラブル等も特に発生しておらず、安定的に運用を行っている。

【令和5年10月～令和6年3月の利用状況】

	受付件数	利用率
電話	72,026	78%
ネット	20,346	22%
計	92,372	100%

（2）持込ごみにおける事前予約制・キャッシュレス決済の導入後の状況

制度周知をしっかりと行い、事前予約のうえ受入れを行うことで、引き続き、混雑解消、危険物搬入防止、不適正搬入の抑止に対する搬入指導に注力していく。

また、キャッシュレス決済の利用率は、現状15%程度まで増えている。

【令和5年10月～令和6年3月の利用状況】

	受付件数	利用率
電話	19,128	39%
ネット	29,881	61%
計	49,009	100%

5 災害時のごみ収集業務

（1）能登半島地震被災地への派遣状況

令和6年1月に発生した能登半島地震被災地への支援として、1月～2月に延べ38名、4月～6月に延べ28名の職員を能登半島地震被災地である珠洲市、輪島市

等に派遣し、避難所ごみ、災害ごみ等の収集運搬を行った。



(2) 本市における災害時のごみ収集業務

災害時には、行政が災害現場の状況を把握し、被災状況に応じて、臨機応変に対応するとともに、適切に委託事業者や他都市の支援をマネジメントすることが重要である。

これまでの被災地支援で得た災害時のごみ収集業務のノウハウを確実に継承し、本市での災害発生時にも的確に対応していく。

令和 6 年 4 月 2 6 日

京 都 市

令和 5 年度の業務履行に対する評価及び意見について（まとめ）

令和 6 年 3 月 2 5 日開催の第 2 8 回京都市ごみ収集業務評価推進会議において、令和 5 年度に実施した「市民アンケート調査結果」及び「市民アンケート調査結果（個別評価）」などに基づき、各委員から令和 5 年度の業務履行に対する評価や意見をいただいた。

アンケート調査結果などから、これまでの様々な取組を前向きに評価していただいたが、今後の取組に対する意見は次のとおりであった。いただいた御意見を踏まえ、今後のごみ収集業務の改善に活かしていく。

第 2 8 回京都市ごみ収集業務評価推進会議の評価及び意見

意見 1：まち美化事務所の主体的な取組推進

- 今年度から新たに開始した直営の個別評価では、これまでの全体評価では見えにくかった地域性なども含めた市民からの意見が垣間見えた。これらの意見を貴重なものと捉え、職員一人ひとりが改めて業務を見つめ直す契機とし、今後の市民サービスの向上に活かされたい。
- 資源物の持込量が増加する中、南部まち美化事務所の土日開放やエコまちステーションでの雑がみ等の回収強化など、市民ニーズに応える取組を展開されている点は評価できる。今後、市民への周知啓発をしっかりと行って多くの方に利用していただき、まち美化事務所やエコまちステーションが市民にとってより身近な存在となるよう努められたい。

意見 2：委託事業者との連携

- ごみ収集運搬業務については、令和 6 年度当初に委託化率 7 0 % まで進むこととなる。これまで、委託化に伴うサービスの低下を招くことなく、市民生活に欠かすことのできないごみ収集運搬業務を安定的に実施してこられたことは評価できる。
- 委託事業者 1 0 社で構成する京都市生活環境事業協同組合が実施するスキル教育システムについては、京都市としても、取組状況を把握し必要な助言などを行うとともに、直営と委託事業者が連携し、質の高い収集業務の遂行に努められたい。

意見 3：プラスチック類の分別ルール徹底

- 令和 5 年 4 月から開始したプラスチック類の分別収集について、収集量は着実に増加しているが、まだまだ正しい分別方法を知らない市民が多くいるものと推測されることから、引き続き、わかりやすい周知に努められたい。
- リチウムイオン電池などの充電式電池や充電式電池使用製品が原因として疑われる火災が頻発していることについて、一度の火災により市民生活に多大な影響を及ぼす被害が生じかねないことから、引き続き、わかりやすい情報発信、積極的な注意喚起に努められたい。

- 令和5年10月からの大型ごみインターネット受付導入、持込ごみ事前予約システム導入及びキャッシュレス化について、導入後、大きなトラブルなく運用し、市民の利便性の向上や危険物の搬入防止などにつながっていることは評価できる。引き続き、利用者の声に耳を傾け、システム導入によるメリットを最大限活かせるよう取り組まれない。

意見4：災害時のごみ収集業務

- 能登半島地震での災害支援については、非常に大変な作業状況の中、国や被災自治体との調整の下、現場ニーズに臨機応変に対応しながら、避難所ごみや災害ごみの収集運搬に尽力されたことは評価できる。
- これまで実施してこられた災害支援での経験を活かし、本市での災害発生時には迅速かつ適切な対応が行えるよう、しっかりと準備されたい。

令和6年4月1日から

南部まち美化事務所に

資源物が今より
持ち込みやすくなります！

土・日曜日も資源物をお持込みいただける

注意

- ・土・日曜日は資源物の回収のみ実施しています。
- ・カラスネットの貸出しや、ごみに関する相談等は、平日のみ実施しています。

ようになります！



(住所：京都市南区西九条森本町 50)

ご利用時間

月～金曜日：午前9時～午後4時

NEW

土・日曜日：午前9時～午後4時30分

(ただし年末年始は休所)

持ち込まれる際の注意点

- **土・日曜日は資源物の回収のみ**です。**ごみに関する相談等は平日のみ**実施しております。
- **事業活動に伴って排出されたもの(店舗・事務所のごみなど)は回収しません。**

回収品目

- ① 古紙類 (新聞・段ボール)
- ② 雑がみ (雑誌、カタログ、チラシなど)
- ③ 紙パック (アルミ付き不可)
- ④ 使用済てんぷら油 (植物性油のみ)
- ⑤ ボタン電池 (テープ等で絶縁してください)
- ⑥ 乾電池
- ⑦ 充電式電池 (鉛蓄電池は不可。セロハンテープ等で絶縁してください。)
- ⑧ 古着類 (古着・タオル・毛布など。布団は不可。一度の持ち込みは概ね4.5L袋で5袋まで)
- ⑨ 蛍光管 (LEDや白熱灯は回収不可⇒厚紙等に包んで、危険のないように燃やすごみへ)
- ⑩ 小型家電類 (大きさが30×40×40cm以下のもの。家電4品目・パソコンは不可)
- ⑪ 一升びん・ビールびん
- ⑫ 磁気テープ類 (ビデオテープ、カセットテープなど)
- ⑬ 刃物類 (包丁・はさみ・カッターなど)
- ⑭ 使い捨てライター (中身ありのみ)
- ⑮ 水銀体温計・水銀血圧計
- ⑯ インクカートリッジ

お問合せ先

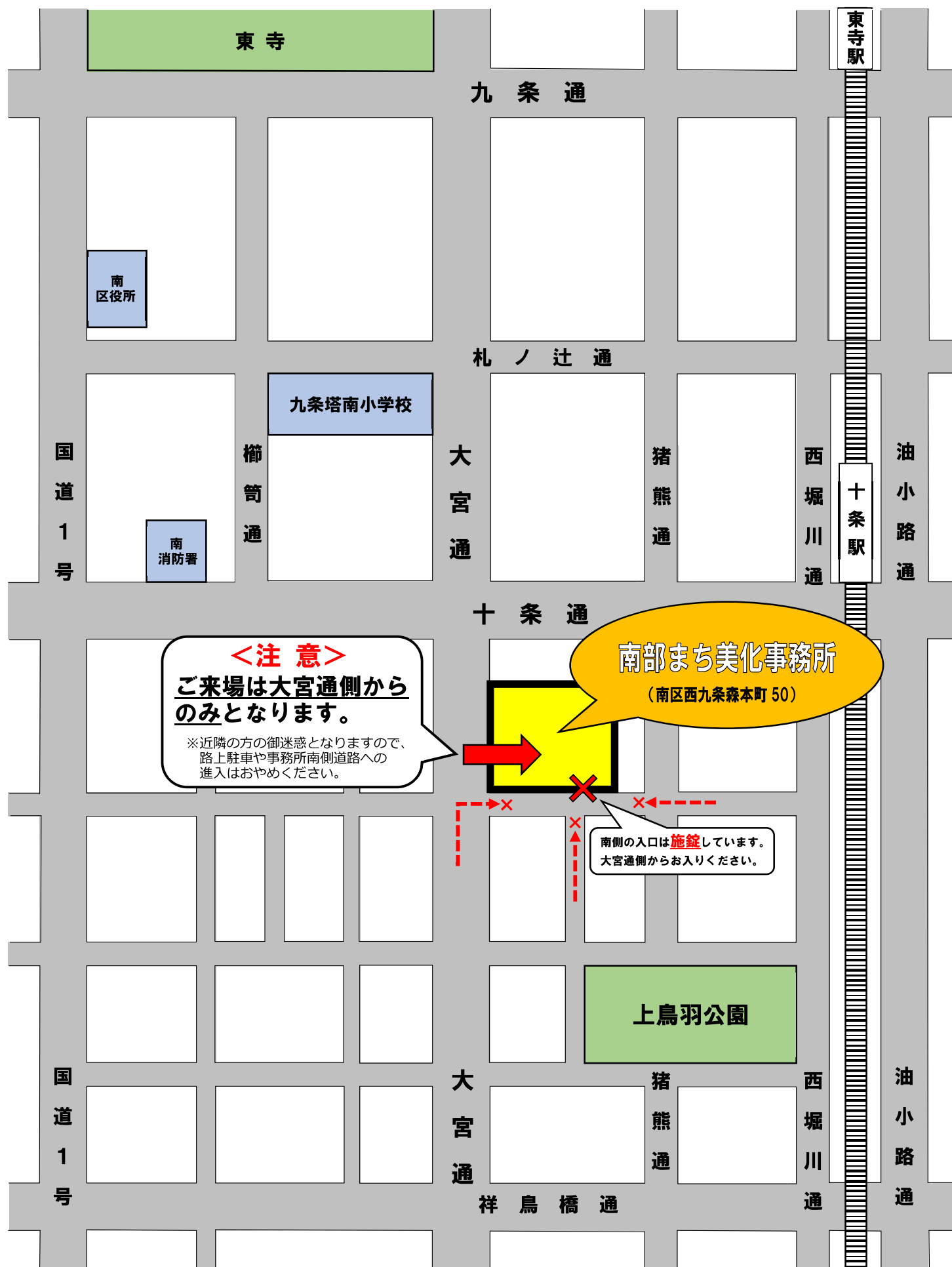
南部まち美化事務所 TEL:075-681-0456(土日除く)

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 TEL:075-222-3952(平日のみ)

この印刷物が不要になれば、
「雑がみ」として古紙回収等へ！

南部まち美化事務所 案内図

4^北



(報道発表資料)

市民の皆様の利便性の
向上を図ります！



令和 6 年 2 月 1 6 日
京 都 市 環 境 政 策 局
担当 循環型社会推進部
まち美化推進課
電話 075-222-3952

ごみ減量・資源循環の促進に向けた資源物回収の拡充について

京都市では、循環型社会の構築に向け、行政施設等の資源物回収拠点の整備や移動式拠点回収を積極展開し、資源物回収を推進しています。

この度、資源物排出の利便性向上を図り、資源循環を一層促進するため、令和 6 年 4 月から、市内南部地域で土・日曜日にも資源物を回収できる拠点として、南部まち美化事務所敷地内にて土・日曜日も資源物回収を実施するとともに、各エコまちステーションで現在月 2 回実施している古紙類や古着類等の回収頻度を増やし、毎週実施します。

1 南部まち美化事務所での土・日曜日の資源物回収について

(1) 拡充内容

南部まち美化事務所では、現在、月～金曜日（祝日含む）のみ資源物 16 品目の回収を実施していますが、資源物排出に係る市民の皆様の利便性向上を図るため、市内南部地域で土・日曜日に資源物を回収できる拠点として、土・日曜日も南部まち美化事務所にて資源物回収を実施します。

(2) 開始時期

令和 6 年 4 月から

(3) 利用可能時間

月～金曜日：午前 9 時から午後 4 時まで

土・日曜日：午前 9 時から午後 4 時半まで

※ 祝日も利用可。ただし、年末年始は除く。

(4) 持込可能な資源物

以下の 16 品目

※ 事業活動に伴って排出されたもの（事業ごみ）はお持込みできません。

- ①古紙（新聞・ダンボール）、②雑がみ、③紙パック、④使用済てんぷら油、⑤古着類、
⑥乾電池、⑦ボタン電池、⑧充電式電池、⑨蛍光管、⑩水銀体温計・水銀血圧計、
⑪小型家電、⑫磁気テープ類、⑬インクカートリッジ、
⑭リユースびん（一升びん・ビールびんのみ）、⑮刃物類、⑯使い捨てライター

(5) その他

土・日曜日は資源物回収のみを行い、ごみの排出に関する相談やカラスネットの貸出等の窓口業務は、これまでどおり月～金曜日（祝日を含む）に行います。

2 区役所・支所における「古紙類」「古着類」「小型金属類・スプレー缶」回収の毎週実施について

(1) 開始時期

令和6年4月から

(2) 回収曜日、時間帯及び場所

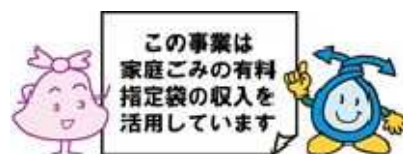
各区役所・支所のエコまちステーションの職員等が、以下の回収曜日、時間帯及び場所において、「古紙類」「古着類」「小型金属類・スプレー缶」の回収を毎週行います。

なお、各区役所・支所では、他にも「使用済てんぷら油」や「充電式電池」、「蛍光管」、「小型家電」などの資源物回収を常時行っています。

区役所・支所	回収曜日 (毎週)	回収時間帯	回収場所
北区役所	水曜日	8:30～11:30	保健福祉センター駐車場
上京区役所	水曜日	9:00～12:00	1階 エコまちステーション窓口
左京区役所	火曜日	9:00～12:00	西側検診車駐車スペース
中京区役所	木曜日	9:00～12:00	岩上通側出入口前
東山区役所	水曜日	8:30～11:30	2階 エコまちステーション窓口
山科区役所	水曜日	9:00～12:00	正面玄関西側
下京区役所	木曜日	9:00～12:00	1階 エコまちステーション窓口
南区役所	火曜日	9:00～12:00	1階 エコまちステーション窓口
右京区役所	火曜日	9:00～12:00	1階 エコまちステーション窓口
西京区役所	水曜日	9:00～12:00	立体駐車場
洛西支所	水曜日	9:00～12:00	西側駐車場
伏見区役所	木曜日	9:00～12:00	東側出入口前
深草支所	水曜日	9:00～12:00	1階 コミュニティホール
醍醐支所	水曜日	9:00～12:00	駐車場

※ 祝日及び年末年始は閉庁日に当たるため、回収しません。

※ 上記の回収曜日等は、事情により変更する場合があります。



資源物の店頭回収を
応援します！



令和 6 年 7 月 1 9 日
京 都 市 環 境 政 策 局

担当：循環型社会推進部資源循環推進課

TEL：075-222-3946

令和 6 年度「資源物店頭回収促進支援事業」の募集

京都市では、循環型社会の構築に向けて、区役所・支所のエコまちステーション、児童館等の資源物回収拠点や公園、小学校等の移動式拠点回収を拡充するなど、分別・リサイクルを推進しています。

この度、資源循環の一層の促進や市民の皆様の利便性の向上を図るため、店頭での資源物回収を新たに実施する小売事業者に対して、「資源物回収容器の購入」や「回収に係る表示物の作成」等に必要な経費の一部を助成する制度を創設し、令和 6 年度の募集を開始します。

1 募集期間等について

(1) 募集期間

令和 6 年 8 月 1 日（木）～同年 1 0 月 3 1 日（木）

※ 受理した申請に係る交付予定額の合計が予算額に達し次第、締め切ります。

(2) 交付対象事業

小売事業者が、新たに店頭回収を実施する際に必要となる回収容器等の購入及び設置等です。ただし、資源物のリユース又はリサイクルを、事業者が行うものに限ります。

※ 助成金の交付決定前に購入した回収容器等は対象となりません。

【回収品目の例】

新聞・ダンボール、雑がみ（紙箱、包装紙など）、紙パック、アルミ付き紙パック、缶（アルミ、スチール）、びん、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック類（食品トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装、プラスチック製品）、充電式電池、電池（乾電池、ボタン電池）、小型家電、古着類、使用済てんぷら油

(3) 交付対象者

市内に店舗を有する小売事業者

(4) 助成金の額

助成金の額	限度額
対象経費の 1 / 2	新たに回収する資源物 1 品目につき、5 万円（最大 1 5 万円）

※ 1 事業者 5 店舗まで申請いただけます。

※ 予算の範囲内での交付となるため、上限額での交付とならない場合があります。

※ 助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、1,000 円未満を切り捨てます。

※ 既に店頭回収を実施している店舗でも、回収品目を増やす場合においては、当該品目に係る経費は助成対象となります。

※ 店舗での取扱いがない商品に関する資源物の回収は助成対象外です。

(5) 交付対象経費

助成金の交付対象経費は、店頭回収の実施に要する費用のうち、次に掲げるものです。

- ア 回収容器及び回収機器（以下「回収容器等」）の購入に係る経費
- イ 回収容器等の設置に係る経費（電気工事費、計量器の設置費など）
- ウ 市民に適正な排出を呼び掛ける表示物の作成及び設置に係る経費

(6) 助成金請求までの流れ

①交付申請

交付申請書に、回収容器等の購入・設置に係る見積書や設置場所の図面等を添付して提出してください。

重要

回収容器等の購入は、交付決定後に！



30日以内に交付決定・通知（本市）

②実績報告

回収容器等の購入・設置後、実績報告書に、要した費用が分かる請求書等や設置状況の写真を添付して提出してください。



14日以内に交付額決定・通知（本市）

③助成金請求

交付額決定通知を受けたのち、助成金請求書を提出してください。

※ 助成金交付後、回収容器の設置等を行った年度からその翌々年度までの資源物の回収量や処理方法、処理業者等について、年1回、報告いただく必要があります。また、本市のごみ減量・分別に係る啓発物の設置等に協力いただきます。

2 申請について

(1) 申請書類の入手方法

申請書類の様式は、京都市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000329487.html>

※ 交付対象事業の詳細など、事業の詳しい内容を紹介しています。



二次元コード

(2) 申請手続き

必要書類を郵送又は電子メールで提出してください。

また、助成金の交付対象事業であるかの確認や、交付の条件等詳細については、事前に資源循環推進課まで御相談ください。

(3) 提出及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 京都市役所地下 1 階

環境政策局循環型社会推進部 資源循環推進課 2 R 推進担当

TEL：075-222-3946

FAX：075-213-0453

E-mail：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

※ 回収ルートに関する参考情報等の提供も行います。